

介護福祉士等修学資金貸付制度について

この貸付制度は、次の1から4までに掲げる事業を実施し、徳島県内における福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

1 介護福祉士等修学資金貸付事業

(1) 貸付対象者の条件

介護福祉士養成施設に在学している方で①～③のいずれかに該当する方が「介護福祉士修学資金」の対象です。

- ① 貸付を受けようとする徳島県に住民登録をしていて、養成施設卒業後、その県内において介護の仕事に就く予定の方。
- ② 貸付を受けようとする徳島県内の養成施設の学生であって、卒業後、その県内において介護の仕事に就く予定の方。
- ③ 養成施設での修学のために転居をした方で、転居する前年度の住民登録は貸付を受けようとする徳島県であり、かつ、卒業後は転居前の徳島県内において介護の仕事に就く予定の方。

(2) 貸付額について

- ・ 在学期間中月額5万円以内
- ・ 入学準備金、就職準備金としてそれぞれ20万円以内を加算できる
- ・ 国家試験受験対策費用として年度当たり4万円以内を加算できる
- ・ 生活保護受給世帯の方は、生活費の一部として別途額を加算できる

(3) 返還免除

養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、徳島県内で5年間（過疎地域は3年間）介護の業務に従事した場合。

2 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

(1) 貸付対象者の条件

貸付対象者は実務者研修施設に在学している方で、「介護福祉士修学資金貸付事業」の貸付対象者の条件に該当する方。

(2) 貸付額について

20万円以内

(3) 返還免除

実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、徳島県内で、2年間、介護の業務に従事した場合。

3 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

(1) 貸付対象者の条件

徳島県内にお住まいの方で、次の条件を全て満たす方

- ① 介護職員等として実務経験を1年以上有する方
- ② 下記のいずれかに該当する方
 - ・介護福祉士の資格を持っている方
 - ・実務者研修施設において必要な知識および技能を修得した方
 - ・訪問介護員（ホームヘルパー）1級または2級の課程を完了した方
- ③ 介護保険サービス事業所等において介護職員その他主たる業務が介護等の業務として就労した方
- ④ あらかじめ徳島県福祉人材センターに登録を行い、かつ、県社協が定める再就職準備金利用計画書を提出した方

(2) 貸付額について

40万円以内で「再就職準備金利用計画書」に記載された額の少ない方

(3) 返還免除

就労した日から2年間介護職員等の業務に従事した場合

4 社会福祉士修学資金貸付事業

1の「介護福祉士等修学資金貸付事業」と条件は同じである

II 連帯保証人

連帯保証人が2名必要

独立の生計を営む身元確実な成年者で、そのうち一人は県内に居住する方

III 貸付期間

養成施設または実務者研修施設等に在学する期間とする

IV 貸付利子

無利子（ただし、返還時に返還が遅延した場合は延滞利子が発生する）

V 募集期間

- ・令和4年9月12日（月）から令和4年10月13日（木）まで
- ・年1回～2回程度募集するが養成施設等を通じて書類を提出して下さい
- ・「離職した介護人材再就職準備金貸付事業」は随時募集しています

VI その他

- ・申請手続きは養成施設、実務者研修施設の推薦を通して徳島県社会福祉協議会に募集期間中に提出する。
- ・貸付決定は「貸付選考委員会」にて行い、可否については、在学している養成施設の長を経由して通知する。

問い合わせ先

〒 770-0943

徳島市中昭和町1丁目2 徳島県立総合福祉センター3階

徳島県社会福祉協議会 地域福祉課 福祉資金室

電話：088-654-4461